



老発0316第5号
平成24年3月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来からご配慮いただいているところであるが、今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）の一部を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いあたっては遺漏なきよう期されたい。

○ 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。</p> <p>特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。</p> <p>その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老</p>	<p>(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>、<u>複合型サービス</u>、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。</p> <p>特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。</p> <p>その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>、指定地域</p>

人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

(略)

(3)・(4) (略)

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

(1)・(2) (略)

(3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護又は介護予防訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担の1割分減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の2分の1について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 (略)

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

(1)・(2) (略)

(3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護又は介護予防訪問介護（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限る。）を利用した場合に、当該訪問介護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担の1割分減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の2分の1について、社会福祉法人等の申請によ

密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

(略)

(3)・(4) (略)

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

(1)・(2) (略)

(3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担の1割分減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の2分の1について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 (略)

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

(1)・(2) (略)

(3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問介護（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限る。）を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担の1割分減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負

って、市町村が助成を行う。

5 (略)

担した上で、その負担総額の2分の1について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 (略)